

日医発第 2024 号（地域）  
令和 6 年 2 月 1 5 日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事  
釜 菴 敏  
(公印省略)

特定行為に係る看護師の研修制度の推進に係るリーフレットの周知のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室より本会宛に、看護師の特定行為研修制度に係るリーフレット「協働編」についての周知方依頼がありました。

本リーフレットは、在宅領域における特定行為研修の推進を図ることを目的に、全国訪問看護事業協会により作成されたものです。

在宅医療において、医師が作成した手順書の下で看護師が特定行為を行うことは、患者さんへのタイムリーな処置等の実施や医師の業務負担の軽減につながります。本会としては、在宅医療に関する様々な課題の対応策の1つとして、本制度の活用が有効であると考えており、会員の皆様に本制度へのご理解とご活用をお願いする次第です。

つきましては、本リーフレットを 100 部お送りいたしますので、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレットは全国訪問看護事業協会のホームページにも掲載されています。また、日医ニュース 4 月 5 日号に同封する予定であることを申し添えます。

< 全国訪問看護事業協会 >

特定行為研修制度 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/leaflet/>

事務連絡  
令和6年2月13日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課  
看護サービス推進室

特定行為に係る看護師の研修制度の推進に係るリーフレットの周知のお願い  
(周知依頼)

特定行為研修制度の推進につきましては、平素より格別のご協力とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年に創設されました看護師の特定行為に係る研修制度は制度創設から8年が経過し、現在373の指定研修機関により研修が行われ、8,820名が研修を修了し、全国の医療現場等でご活躍いただいているところです。

令和4年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業において、在宅領域における特定行為研修の推進を図ることを目的に、一般社団法人全国訪問看護事業協会により医師及び訪問看護ステーションの管理者を対象とした特定行為研修制度を紹介するリーフレットを作成いただき、皆様には周知のご協力を賜りました。令和5年度においても、一般社団法人全国訪問看護事業協会により特定行為研修修了者との協働編といった医師向けのリーフレットを作成しております。

つきましては添付のリーフレットについて、貴会の会員の皆さまへの周知に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

- ・一般社団法人全国訪問看護事業協会  
特定行為研修制度 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
リーフレット「訪問看護 de 特定行為」

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/leaflet/>

担当 厚生労働省医政局看護課 看護サービス推進室 電話(代表)03-5253-1111 専門官 羽田 忍 (内線 4179) 調整官 阪井 幸恵 (内線 4173) 係長 松田 咲野 (内線 4176)
---

## どのような患者でも対象になるの？

- 医師が「看護師による特定行為」実施の必要性を判断し、手順書を交付すれば、年齢や疾患に関わらず対象になります。
- 医療保険の利用者も介護保険の利用者も対象になります。

## 他の訪問看護ステーションとの併用はできるの？

- 介護保険の利用者は併用可能です。
- 医療保険の利用者は、併用可能な場合があるので、各訪問看護ステーションにお問い合わせください。ただし、同一日の訪問はできません。
- 医療保険の場合、創傷処置関連の研修を修了した看護師は、他の訪問看護ステーションの利用者への同行訪問ができます。

## どのような診療報酬が請求できるの？

- 在宅療養指導管理料を算定することができます。
- 「訪問看護指示料 300 点」「手順書加算 150 点（6月に1回限り）」「衛生材料等提供加算 80 点」を算定することができます。

### 特定行為研修修了看護師と協働する医師の声



- 訪問看護指示書を交付しているステーションの看護師が適切な時に特定行為を実施することで、安心して協働でき、患者の処置を任せられます
- 報告内容がわかりやすいため治療判断がしやすく、早期対応ができます
- 診療時間が短縮できるため、より重症な患者など、他の患者の診療や処置に時間が使えます

### 看護師による特定行為を受けた利用者や家族の声



- いつも来ている顔見知りの看護師が処置を行ってくれることで、日頃不安に思うこと（器具のサイズや皮膚トラブルなど）を気軽に聞けるので、安心できます
- 生活リズムを崩さず、ケアを行う流れで処置もしてくれるので助かります
- 処置のために病院に連れて行かなくてもよいので、待つ時間や移動する時間がなくなり、交通費もかからなくなりました

## 特定行為研修制度等についてのより詳しい情報は以下をご参照ください

[厚生労働省] 特定行為に係る看護師の研修制度  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

[日本医師会] 看護師の特定行為研修制度について  
[https://www.med.or.jp/doctor/sien/s\\_sien/009642.html](https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/009642.html)

[全国訪問看護事業協会] 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



厚生労働省 日本医師会



全国訪問看護事業協会

## 医師向け

# 訪問看護 de 特定行為

～医療と暮らしの架け橋となる訪問看護師の特定行為～

## 「特定行為に係る看護師の研修制度」 協働編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、国が「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進として在宅医療等を支える看護師を養成するものです。

医師と特定行為研修を修了した訪問看護師が協働することで、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として、看護師が患者に提供できるようになります。医師と訪問看護師が協力し合うことで、患者の在宅療養を継続できるとともに、医師の方々の負担軽減と働き方改革の実現に貢献します。

## 訪問看護師が在宅で行う主な特定行為



脱水症状に対する輸液による補正



褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去



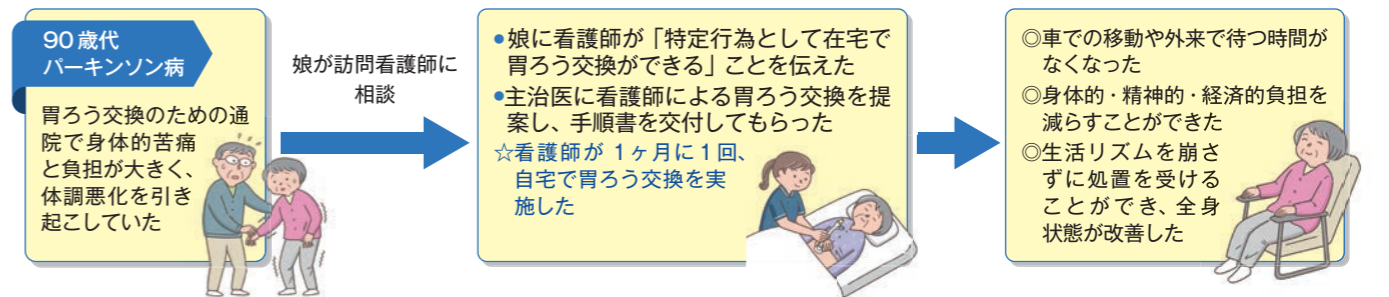
気管カニューレの交換



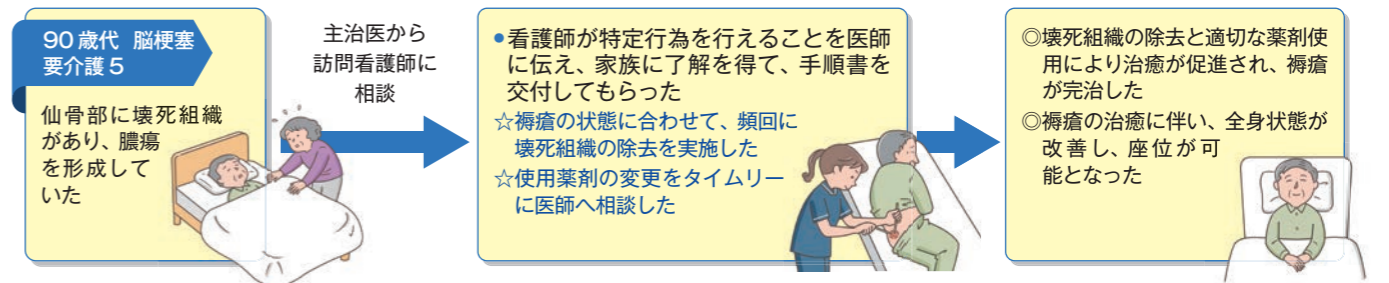
胃ろうもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

## 特定行為研修修了後の看護師の活動の実際

### ● ケース 1：胃ろうカテーテルの交換



### ● ケース 2：褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去



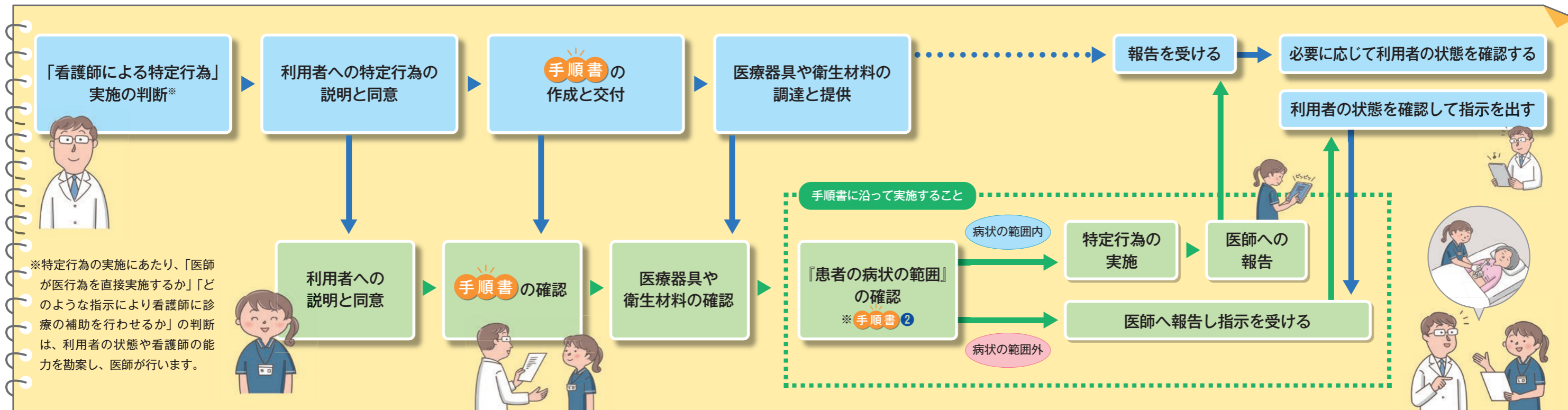
### 事例については、こちら

[全国訪問看護事業協会] 特定行為訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
 特定行為研修修了者の事例 <https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/casestudy/>



# 医師と特定行為研修修了者は、どのような流れで協働するの？

●以下のような流れで、医師と特定行為研修修了看護師が協働して、利用者へ特定行為を実施します。



## 手順書はどのように作成するの？

- 手順書とは、医師が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録です。
- 医師は、手順書を適用する際に、利用者を特定します。
- 手順書は、医師があらかじめ作成するものですが、必要に応じて看護師と連携して作成します。

## 手順書を交付する際の留意点は？

- 「手順書」と「訪問看護指示書」は違う様式で、交付する目的が違います。
  - ▶手順書：看護師に特定行為を行わせる場合に交付
  - ▶訪問看護指示書：訪問看護ステーションに訪問看護の依頼をする場合に交付
- 手順書は、訪問看護指示書と共にコピーしてカルテ内に保管します（訪問看護ステーションは原本を保管します）。
- 手順書を交付した際は、訪問看護師への指導内容を指示録としてカルテに記録する必要があります。

## 手順書にテンプレートはあるの？

- 既存の手順書（厚生労働省ホームページ等からテンプレートを入手可能）を利用し、利用者の個性に合わせて記載すると簡便にできます。
- 下記の「手順書に必要な記載事項」以外にも具体的な内容を記載することができます。（例：特定行為後、医師に確認してもらう頻度等）

### 手順書に必要な記載事項

- 1 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- 2 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- 3 診療の補助の内容
- 4 特定行為を行うときに確認すべき事項
- 5 医療の安全を確保するために医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- 6 特定行為を行った後の医師に対する報告の方法

## 手順書のテンプレート

手順書：胃ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換

- 1 【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、1～4のいずれかの場合。  
1. 内部ストッパーがバルーン型である  
2. 齧らう孔化し、カテーテルの交換が困難ではないことが確認されている  
3. 非X線透視下、非内視鏡下における、初回の交換ではない  
4. 何らかの原因でカテーテルやボタンが抜けたり、破損したりした場合
- 2 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】  
 バイタルサイン、全身状態、病状が平常時と変化がない  
 出血傾向がない  
 カテーテル挿入部に感染がない  
不安定・緊急性あり  
担当医師に直接連絡し、指示をもらう
- 3 【診療の補助の内容】胃ろうカテーテル（バルーン型）または胃ろうボタン（バルーン型）の交換  
安定・緊急性なし
- 4 【特定行為を行うときに確認すべき事項】  
 意識状態、バイタルサインに異常がないこと  
 出血傾向がないこと  
 過去のカテーテル交換において、異常や交換の困難性がなかったこと  
 非X線透視下あるいは非内視鏡下初回の交換ではないこと  
 カテーテル挿入部の感染がないこと  
 患者が抵抗的ではないこと  
 交換後の腹痛がないか、あっても軽度であること  
 胃内容物の逆流が確認できること  
 交換後のカテーテルやボタンの可動性が良好であること  
 胃ろう部からの持続的な出血が認められないこと  
当てはまらない項目が1つでもある場合は、担当医師に直接連絡し、指示をもらう
- 5 【医療の安全を確保するために医師や歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】担当医師
- 6 【特定行為を行った後の医師や歯科医師に対する報告の方法】  
1. 担当医師に電話で直接連絡  
2. 診療記録への記載

※ポイント：本手順書はバルーン型に限定しているが、特定行為としてはバルーン型の場合もあり得る。腸ろうカテーテルも特定行為として実施可能だが、その場合は別途手順書の作成が必要。

## 実際の手順書

利用者の氏名：〇〇〇〇〇〇様

手順書：胃ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】  
内部ストッパーがバルーンタイプである。前回の交換時にトラブルがなく、2回目以降の交換である。定期交換の時期である。

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】  
バイタルサインが安定している  
意識レベル、病状が平常時と変化がない  
瘻孔からの出血がない 出血傾向がない  
胃ろう周囲の皮膚トラブルがない  
交換前のカテーテルの可動性が良好である

【診療の補助の内容】  
胃ろうカテーテル（バルーン型）または胃ろうボタン（バルーン型）の交換

【特定行為を行うときに確認すべき事項】  
意識、バイタルサインの問題がない  
交換後の腹痛、出血がない、あっても持続的なものではない  
交換後のカテーテルの可動性が良好である  
胃内容物の逆流が確認できる

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】  
主治医、当該診療科医師、または医療安全担当医師へ連絡する  
連絡先 ×××-×××-××××

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】  
1. 担当医師へその日のうちに連絡（FAX）  
2. 毎月の報告書への記載

××××年 ××月 ××日  
〇〇訪問看護ステーション 殿

医療機関名 〇〇〇〇〇〇〇〇  
診療科 〇〇〇〇〇〇〇〇  
医師氏名 △△△ △△△

利用者の個性に合わせて記載

## 受講者からのアドバイス

### 研修受講を乗り切るための工夫

研修生同士のつながりを持ち、情報交換や進捗度の確認をすることで、モチベーションを維持しました

### 実習施設の選び方

事前に、選択した分野の症例が実習できるか問い合わせて、実習施設を探しました  
実習施設に宿泊棟を設けている施設もあったので、事前に確認するとよいと思います



管理者のAさん  
呼吸器関連、創傷管理関連、  
栄養に係るカテーテル管理関連受講

### 講義・演習

週に1日eラーニング研修を受ける時間を作ってもらったので、仕事をしながら受講を続けることができました

### 実習期間

5日間の連続した実習期間で、区分によっては合計2週間の実習期間でした

### 研修受講を

#### 乗り切るための工夫

家族や職場の理解と協力を得て、家庭と学習を両立しました

### 講義・演習

在宅・慢性期領域別パッケージ研修を受講して、凝縮された内容を効率的に学ぶことができました

### 実習期間

研修機関によって実習のパターンはそれぞれです。1週間や10日間を通して実習を行うところや、日時指定で実習を行う施設もありました

### 実習施設の選び方

自宅又はステーションから近い施設は、通いやすかったです。子育て中なので自宅から通える病院など、自身の生活スタイルを考えながら指定研修機関の指導者と相談しました



子育て中のBさん  
在宅・慢性期領域別  
パッケージ受講

### 研修受講を乗り切るための工夫

職場の管理者やスタッフの協力や励ましが精神的なサポートになりました

### 講義・演習

「教育訓練給付制度」と、「費用補助金制度」を利用したので、受講費の心配がなく学べました

### 実習施設の選び方

実習施設は症例が多い施設を選ぶと、実習がスムーズに進みます

### 実習期間

実習は1行為2日～3日通い、症例によっては片道2時間～3時間かかる病院に行くこともあるので、余裕のある計画を立てた方がよいです

補助金制度等を使って受講したCさん  
創傷管理関連・栄養及び水分管理に係る  
薬剤投与関連受講

## 訪問看護ステーション 管理者向け

# 訪問看護 de 特定行為

～訪問看護ステーションの看護師のキャリアアップを支援しよう！～

## 「特定行為に係る看護師の研修制度」 研修受講編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける2040年を見据え、国が「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進として在宅医療等を支える看護師を養成するものです。医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。在宅でも訪問看護師にその役割が求められており、国も予算をつけて推進しています。

### 特定行為研修とは

研修は、全ての特定行為区分に共通して学ぶ「共通科目」と、「区分別科目」または「領域別パッケージ」により構成されています。



共通科目  
250時間

特定行為区分  
(区分別科目)  
5～34時間

#### ▶ 特定行為を21区分に整理

- 特定行為区分は21区分あり、特定行為区分（区分別科目）ごとに研修を受講します

または

領域別パッケージ  
61～119時間

#### ▶ 実施頻度が高い特定行為をまとめたもの

- 特定行為区分の一部の研修を受講するので短い時間数で修了できます
- 研修を免除された特定行為は実施できません
- 「在宅・慢性領域」、「外科系基本領域」など、6つの領域があります

### 《区分別科目（80時間）と在宅・慢性期領域パッケージ（61時間）の違い》

訪問看護師は、短い時間で受講できる、下表の《在宅・慢性期領域パッケージ研修》を選択することも一つの方法です。

特定行為区分の名称	特定行為	区分別科目 研修時間数	在宅・慢性期領域パッケージ		
			研修免除の可否	研修時間数	実施の可否
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	8時間	－	8時間	○
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	22時間	－	16時間	○
	膀胱ろうカテーテルの交換		免除可	－	×
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	34時間	－	26時間	○
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		免除可	－	×
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16時間	免除可	－	×
	脱水症状に対する輸液による補正		－	11時間	○
		計80時間＋各行為5症例※		計61時間＋各行為5症例※	

※「各行為5症例」とは特定行為毎に実習で行う症例数

詳しくはポータルサイトをご覧ください

【全国訪問看護事業協会】  
訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



【厚生労働省 HP】

・特定行為区分とは：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000077098.html>  
・特定行為研修とは：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000077114.html>



特定行為区分とは



特定行為研修とは

## 特定行為研修を受講する流れ

### 指定研修機関☆の選定

●以下のことを確認して選ぶとよいでしょう。

- ◆取得したい特定行為区分の研修を行っているか
- ◆厚生労働大臣指定教育訓練講座の指定を受けているか(指定を受けている給付金が利用できる)
- ◆指定研修機関で実習が可能か
- ◆具体的な履修方法
- ◆研修の開始時期・期間(概ね1年～1年半が目安)
- ◆募集期間はいつか
- ◆費用はどのくらい必要か

☆ 指定研修機関とは：1 または 2 以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校・病院等で、厚生労働大臣が指定するものをいいます。

下記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「指定研修機関の探し方のご案内」もご参照ください

### 入校



### 講義・演習

●共通科目(250時間)+区分別科目(5～34時間)または領域別パッケージ研修(61～119時間)を受講する

#### 受講形式

●指定研修機関で受講する  
(「全て通学」または「職場や自宅でeラーニング + 一部通学」での受講)

試験・評価

### 実習

#### 実習先

- 指定研修機関で実習が可能な場合
  - ・研修機関で実習する
  - ・協力施設\*である訪問看護ステーションや病院で実習する
- 指定研修機関で実習ができない場合
  - ・協力施設である訪問看護ステーションや病院を受講者が探して実習する
- 所属の訪問看護ステーションが協力施設になれば、自事業所で実習が可能であり、地域のクリニック等と連携しながら実習を行うことで、修了後の活動を円滑に進めることができます

#協力施設とは、指定研修機関と連携協力し、特定行為研修に係る講義、演習又は実習を行う指定研修機関以外のものをいい、単に、特定行為研修を行うための教材又は場所を提供するものは含まれません。

協力施設の詳細は下記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「実習施設について」をご覧ください

### 修了



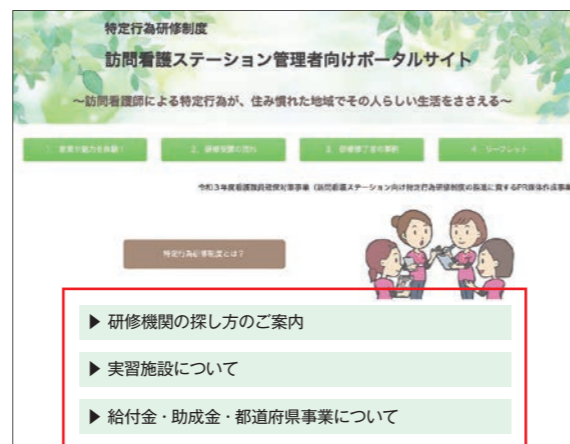
#### 【全国訪問看護事業協会】

特定行為研修制度  
訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



最新情報・詳細は  
各指定研修機関へお問合せください

「訪問看護ステーション  
管理者の実践チェック表」はこちら  
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/flow/>



こちらの各項目をクリックすると  
詳細をご覧いただけます

## 特定行為研修を受講で身につけられる力



## 特定行為研修修了者が事業所にいるメリット

●特定行為研修を修了した看護師が事業所にいることで、以下のようなメリットがあります。

具体的な事例については、「訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト」でご覧いただけます

●利用者のニーズにこたえることができ  
選ばれる事業所になれる

- 悪化を予防
- 治癒を促進
- 生活を守る

●看護師獲得の強みになる

- 研修体制の充実
- キャリアアップのチャンス



●事業所全体の看護水準が向上し  
質の高い医療が提供できる

- 臨床推論に基づくアセスメント
- 高度で安全な知識と技術の提供
- 他の看護師への教育による知識や技術力の向上

●コンサルテーションや相談機能を  
発揮できる

- 研修体制の充実
- キャリアアップのチャンス

●医師との円滑な連携が可能になる

- 医学的見地を踏まえた報告
- タイムリーな情報提供

## 研修受講を乗り切るために管理者が行うとよい実践例

### ●訪問体制の整備と看護師の確保

- ・研修受講について他の職員へのコンセンサスを図り、研修中の代替訪問やフォローをお願いする
- ・非常勤職員に可能な範囲で勤務日数を増やしてもらうようお願いする
- ・代替職員雇用の費用補助金制度(県によって違いがある)を利用して、計画的に看護師を雇う

### ●受講者の金銭的支援

- ・研修期間の給与保障について、基本給(全部あるいは何割か)に関して経営側と柔軟に交渉する
- ・研修日は勤務扱いとする
- ・受講料等の費用補助金制度(県によって違いがある)を利用して、受講料や交通費の補助をする

### ●学習を継続するための支援

- ・勤務日に自己学習の日を設ける
- ・eラーニング学習時間を勤務時間内に確保する
- ・定期的に進捗状況を共有し、精神的なサポートをする

左記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「給付金・助成金・都道府県事業について」「訪問看護ステーション管理者の実践チェック表」をご参照ください

